

『緑の循環』認証会議(SGEC)森林認証基準・指標

2007年7月30日

基準	指標
基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定	1.1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確である。
	1.2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿が常備されている。
	1.3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。
	1.4 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営並びに環境管理に関する基本方針が策定されている。
	1.5 森林管理計画に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。
基準 2 生物多様性の保全	2.1 生物多様性保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められている。
	2.2 対象森林内で生物多様性の保全に重要な構成要素(原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など)が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められている。
	2.3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びそれらの生息地の保護が図られている。
	2.4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保全に努める。

<p>基準 3 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>3.1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し森林管理計画や実施過程における悪影響を最小化する。</p> <p>3.2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けている。</p> <p>3.3 森林の伐採・集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されている。</p> <p>3.4 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払う。</p> <p>3.5 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払う。</p>
<p>基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持</p>	<p>4.1 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査、モニタリング結果に基づき森林管理計画を作成し、適切な実行体制が整備されている。</p> <p>4.2 伐採量は、森林の機能区分別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内で適正に配置されている。大面積皆伐は避け、可能な個所では、非皆伐施業を行う。また、林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められている。</p> <p>4.3 伐採後は計画期間内に確実に更新されている。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴をふまえて、適地適木の原則が守られている。</p> <p>4.4 天然林についても、地域の特性を考慮し適切な森林管理計画が樹立され、的確な更新施業が行われている。</p> <p>4.5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われている。</p>

	4. 6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され間伐が的確に実行されている。
	4. 7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守しかつ必要最小限の用途にとどめている。
	4. 8 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られている。
基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組	5. 1 日本の全ての法律及び日本が調印した全ての国際条約や合意を順守する。
	5. 2 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されている。
	5. 3 森林管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っている。
	5. 4 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保が図られている。
基準 6 社会・経済的便益の維持及び増進	6. 1 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。
	6. 2 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されている。
	6. 3 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられている。
	6. 4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源、社会的に価値の高い森林が保護されている。

	<p>6.5 対象森林の管理、整備、利用が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。</p>
<p>基準 7 モニタリングと情報公開</p>	<p>7.1 森林管理計画の実行状況とその影響を評価するためのモニタリングを適宜実施する。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている。</p> <p>7.2 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っている。</p> <p>7.3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されている。</p> <p>7.4 管理計画及びモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。</p>